

2022年度 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2023年6月23日（金曜日）午前10時

開催
場所

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
新東京ビル3階 当社本店大会議室（330区）

目 次

ご挨拶	1
2022年度定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
事業報告*	22
連結計算書類*	35
計算書類*	37
監査報告書*	39

*印の項目は、サマリー版招集通知の印刷対象外です。2022年度定時株主総会招集ご通知に記載のウェブサイトからご確認ください。
また、その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）につきましては、監査報告書の後に記載しております。書面交付請求をいただいた株主さまにも当該項目は印刷対象外です。2022年度定時株主総会招集ご通知に記載のウェブサイトからご確認ください。



明和産業株式会社

証券コード：8103

ご挨拶



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、
厚く御礼申し上げます。

当社2022年度定時株主総会を2023年6月23日
(金)に開催いたしますので、ここに招集のご通知
をお届けいたします。

株主総会の議案及び2022年度の事業の概要につき、
ご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお
願い申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、より一層のご支援
とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月

代表取締役社長 吉 田 毅



[証券コード 8103]
2023年 6 月 5 日
(電子提供措置の開始日 2023年 5月29日)

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
明和産業株式会社
代表取締役社長 吉 田 毅

2022年度定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社2022年度定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「2022年度定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.meiwa.co.jp/ir/library/meeting/>



上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使することもできますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議案に対する賛否をご表示いただき、後記の「議決権行使方法についてのご案内」に従って、2023年6月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1.日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時30分を予定しております）
- 2.場 所 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル3階 当社本店大会議室（330区）
（裏表紙の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください）

3.株主総会の目的事項

- 【報告事項】 (1) 2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
(2) 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

4.招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以 上

【インターネット上のウェブサイトでの開示について】

1. 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した対象書類の一部であります。

①事業報告

- ・企業集団の現況に関する事項の一部
(財産および損益の状況の推移、主要な事業内容、主要な事業所等、従業員の状況、主要な借入先及び借入額)
- ・会社の株式に関する事項
- ・会社役員に関する事項の一部
(当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動、取締役を兼務しない執行役員、社外役員に関する事項)
- ・会計監査人に関する事項の一部
(当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額、会計監査人の解任または不再任の決定の方針)
- ・会社の体制及び方針

②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表

③計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

2. 決議の結果につきましては、当社ウェブサイトに掲載いたします。

URL : <https://www.meiwa.co.jp/ir/library/meeting/>

3. 株主総会資料等の電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

【株主総会資料等の電子提供制度に伴う対応について】

制度改正後はじめての株主総会のため、議決権を有する株主さまには、法令上送付が必要な簡易な招集通知(狭義の招集通知及び電子提供するウェブサイトのご案内)に加え、決議事項を記載した株主総会参考書類を添付したサマリー版招集通知を郵送いたしております。

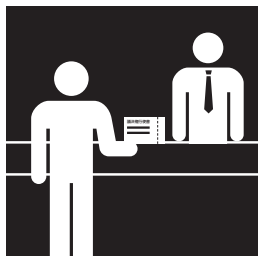
なお、次年度以降は、基準日までに書面交付請求があった株主さまを除き、法令上送付が必要なアクセス通知のみを送付する予定です。

【新型コロナウイルス感染防止への対応について】

- ・公的指導に従い、会場にて感染対策に関するご制限・ご依頼を申し上げる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・なお、今後株主総会の運営方法について変更等がある場合は、当社ウェブサイトにてご案内いたしますので、以下のウェブサイトをご確認ください。

URL : <https://www.meiwa.co.jp/news/>

議決権行使方法についてのご案内



■ 株主総会にご出席いただく場合

株主総会開催日時 | **2023年6月23日(金曜日) 午前10時** (受付開始午前9時30分)

当日ご出席の際は、必ず株主様（当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人とする場合の当該株主様を含む。）が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人がご出席の際は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともにご提出ください。（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主に限ります。）なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。



■ 郵送にて行使いただく場合

行使期限 | **2023年6月22日(木曜日) 午後5時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



■ インターネットにて行使いただく場合

行使期限 | **2023年6月22日(木曜日) 午後5時30分行使分まで**

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに行ってください。

議決権行使サイト: <https://evote.tr.mufg.jp/>

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください ▶▶▶

機関投資家の皆様へ 議決権電子行使プラットフォームについてのご案内
株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）は、当該プラットフォームを利用した議決権行使が可能です。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
☎0120-173-027 受付時間:午前9時から午後9時まで

インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし、賛否をご入力ください。

行使期限 **2023年6月22日(木曜日)午後5時30分まで**

QRコードを読み取る方法

「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「QRコード」を読み取ってください。



※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインができない場合があります。

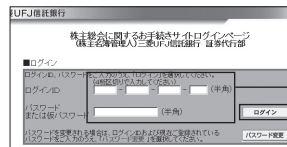
ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

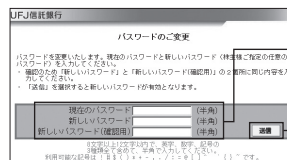
2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID」および
「仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

※パソコンで表示した場合の画面イメージの一部です。

3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」
を入力
「送信」をクリック

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください

ご注意事項

- (1) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (2) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務健全性を維持しつつ安定的かつ継続的に利益配分を行うこととし、連結配当性向50%を基本として機動的な株主還元を行うこととしております。
このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1 株につき 金25円 総額1,044,075,325円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）は、2022年6月24日開催の定時株主総会において選任いただきました5名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては監査等委員会より、候補者選任についての指名の手続きは適切であり、取締役会の構成、各候補者の専門知識、経験や業績などを踏まえ、本議案で提案されている候補者は当社の取締役として適任であるとの判断を得ております。取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりです。

番号	氏 名	地位及び担当	取締役会出席状況	在任年数
①	よし だ たかし 吉 田 毅 再任 男性	代表取締役社長	16/16回 (100%)	4年
②	みづ かみ たか ゆき 水 上 貴 之 再任 男性	取締役常務執行役員 コーポレート部門管掌 兼 コーポレート部門長	12/16回 (75%)	4年
③	みなみ とし ふみ 南 敏 文 再任 社外 男性 独立	社外取締役	16/16回 (100%)	10年
④	み わ けい 三 輪 慧 再任 社外 女性 独立	社外取締役	14/14回 (100%)	1年
⑤	もち だ よう すけ 持 田 洋 介 新任 社外 男性	—	—	—

- (注) 1. 取締役会出席状況は、2022年度に開催された取締役会への出席状況です。
2. 在任年数は、本株主総会終結時のものです。
3. 「社外役員の独立性基準」は、下記のウェブサイトで公開しております。
https://ssl4.eir-parts.net/doc/8103/ir_material10/193375/00.pdf

1. よし だ たかし
吉 田 毅 (1963年2月15日生／男性) 所有する当社の株式数 7,700株 再 任

■ 略歴、地位及び担当

1985年 4 月	三菱商事株式会社入社	2016年 4 月	三菱商事株式会社汎用化学品第一本部長
2010年 3 月	同社汎用化学品第一本部ク ロールアルカリユニットマ ネージャー	2017年 4 月	同社基礎化学品本部長
2013年 4 月	同社汎用化学品第一本部ク ロールアルカリ部長	2019年 4 月	当社常務執行役員経営企画担 当
2015年 7 月	三菱商事（中国）有限公司中 国化学品グループ統括	2019年 6 月	取締役常務執行役員経営企画 担当
		2020年 4 月	代表取締役社長（現職）

■ 取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由

同氏は、長年にわたって当社の主要事業である化学品事業に携わるとともに、当社の重点戦略国である中国についても豊富な経験と知見を有しており、経営全般に関する深い知識とグローバルな知見を有しております。代表取締役社長就任後は、豊富な経験と幅広い知見に基づき経営全般について手腕を発揮しており、今後も当社グループの業績及び企業価値向上に寄与することができると判断しましたので、引き続き同氏を取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者いたしました。

2. ^{みず}水 ^{かみ}上 ^{たか}貴 ^{ゆき}之 (1965年1月19日生／男性) 所有する当社の株式数 3,300株

再任

■ 略歴、地位及び担当

1989年 4 月	三菱商事株式会社入社	2016年 4 月	同社監査部部長代行兼品質管理チームリーダー
2006年 6 月	MCX Exploration USA Ltd. トレジャラー兼コントローラー	2018年 4 月	同社監査部部長代行兼企画チームリーダー
2009年 7 月	三菱商事株式会社エネルギー事業グループコントローラー オフィスE&P担当総括マネージャー	2019年 4 月	当社常務執行役員コーポレート部門管掌兼コーポレート部門長
2014年 7 月	同社財務開発部ストラクチャードファイナンスチームリーダー	2019年 6 月	取締役常務執行役員コーポレート部門管掌兼コーポレート部門長（現職）

■ 重要な兼職の状況

十全株式会社取締役、明和産業（上海）有限公司董事長・・・連結子会社
クミ化成株式会社監査役・・・関連会社（持分法適用会社）

■ 取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由

同氏は、長年の経験により商社の財務、会計及び監査関連業務に精通しているとともに、海外での業務経験等により経営全般に関する深い知識とグローバルな知見を有しております。取締役就任後は、これらを通じて得た経験と知見を事業戦略の立案・審議・執行ならびに執行の監督に活かしており、今後も当社グループの業績及び企業価値向上に寄与できると判断しましたので、引き続き同氏を取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者としていたしました。

3. ^{みなみ}南 ^{とし}敏 ^{ふみ}文 (1947年11月26日生／男性) 所有する当社の株式数 一 株 再任 社外 独立

■ 略歴、地位及び担当

1972年 4 月	大阪地方裁判所判事補	2005年 7 月	東京高等裁判所部総括判事
1990年 4 月	東京高等裁判所判事	2011年 3 月	東京高等裁判所部総括判事兼 長官代行
1993年 9 月	東京地方裁判所部総括判事		
1998年 4 月	横浜地方裁判所部総括判事	2012年11月	同所退官
2001年 4 月	東京地方裁判所所長代行	2013年 2 月	シティユーワ法律事務所弁護士 (現職)
2002年 7 月	徳島地方裁判所所長兼徳島家庭 裁判所長	6 月	当社社外取締役 (現職)
2004年 2 月	京都家庭裁判所所長		

■ 重要な兼職の状況

シティユーワ法律事務所 弁護士

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、東京高等裁判所部総括判事や長官代行等を歴任され、現在は弁護士として活躍されております。取締役就任後は、法務分野における豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、コンプライアンス管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行うとともに、報酬諮問委員会の委員として、取締役の報酬制度及び個人別の報酬の決定に関し適正な提言をいただいております、引き続き当社の経営を監督していただくことが最適であると判断し、同氏を社外取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者といたしました。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと期待しております。

■ 独立性に関する事項

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、独立役員の指定を継続いたします。尚、同氏は、シティユーワ法律事務所に弁護士として在籍しておりますが、同所と当社との間に取引関係はありません。

■ 略歴、地位及び担当

1992年 2 月	中国海淀弁護士事務所弁護士	2019年 4 月	同社コーポレートマネジメン トオフィス担当部長
1998年 4 月	日本電気株式会社法務部		
2004年 4 月	日産自動車株式会社法務室課 長	2020年10月	日立建機株式会社経営戦略本 部経営企画室主席主管
2011年12月	同社法務室主管	2022年 6 月	当社社外取締役（現職）
2014年 4 月	同社経営戦略本部プロジェク ト企画部担当部長		

■ 重要な兼職の状況

なし

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、中国において弁護士として活躍された後、企業内弁護士として複数の企業において、法務、海外M&A、コーポレート・ガバナンス等の分野で豊富な経験を有しております。同氏には、豊富な経験と専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業活動におけるリスク管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行うとともに、報酬諮問委員会の委員として、取締役の報酬制度及び個人別の報酬の決定に関し適正な提言をいただいております。引き続き当社の経営を監督していただくことが最適であると判断し、同氏を社外取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者といたしました。

■ 独立性に関する事項

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、独立役員の指定を継続いたします。

（注）同氏は、2023年6月28日に開催予定のマクニカホールディングス株式会社の定時株主総会において監査役候補者として提案される予定です。

5. 持 田 洋 介 (1969年9月19日生/男性) 所有する当社の株式数 一 株

新 任 社 外

■ 略歴、地位及び担当

1994年 4 月	三菱商事株式会社入社	2021年 4 月	経営企画部長兼事業推進部長
2014年 5 月	同社 化学品グループCEOオフィス経営統括ユニット 経営企画チームリーダー	2023年 4 月	三菱商事株式会社化学ソリューショングループCEOオフィスフェニックスユニットマネージャー (現職)
2017年 4 月	当社経営企画室副室長		
2019年 4 月	経営企画部長		

■ 重要な兼職の状況

三菱商事株式会社 化学ソリューショングループCEOオフィスフェニックスユニットマネージャー

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、三菱商事株式会社における業務執行者として、商社ビジネス及び当社の主要事業である化学品事業に精通しているとともに、海外経験や海外事業の経験により国際感覚も有しているとともに、当社の経営企画部において6年間にわたって経営計画の立案・実行等に携わっております。豊富な経験と専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業活動におけるリスク管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行っていただくことを期待しており、社外取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者いたしました。

■ 独立性に関する事項

同氏は、当社の主要株主である三菱商事株式会社の業務執行に携わっているため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定いたしません。但し、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.33%であり、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、南敏文、三輪慧、持田洋介の各氏が取締役選任に就任した場合には、当社と各氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任に関し、8百万円または法令に定める金額のうちいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定です。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役全員が当該保険契約の被保険者に含められることになります。当該保険契約の内容の概要については、事業報告30ページに記載の2. (3)「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

2021年6月25日開催の定時株主総会にて選任いただきました監査等委員である取締役2名が、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

番号	氏 名	地位及び担当	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	在任年数
①	み お のぶ お 三 尾 伸 夫	再任 社外 男性	12/16回 (75%)	7/8回 (88%)	2年
②	ご とう みち たか 後 藤 道 隆	再任 社外 独立 男性	15/16回 (94%)	7/8回 (88%)	2年

- (注) 1. 取締役会出席状況は、2022年度に開催された取締役会への出席状況です。
2. 監査等委員会出席状況は、2022年度に開催された監査等委員会への出席状況です。
3. 在任年数は、本株主総会終結時のものです。

1. み お のぶ お
三 尾 伸 夫 (1968年10月14日生/男性) 所有する当社の株式数 一 株

再任

社外

■ 略歴、地位及び担当

1992年 4 月	三菱商事株式会社入社	2018年 4 月	株式会社メタルワン 主計部長
2009年 5 月	米 国 三 菱 商 事 会 社 GM of Internal Control Dept.	2021年 4 月	三菱商事株式会社 総合素材・石油・化学ソリューション管理部長
2013年 2 月	北 米 三 菱 商 事 会 社 GM of Investment & Administration Dept.	2021年 6 月	当社社外取締役（現職）
	兼 米 国 三 菱 商 事 会 社 Controller	2023年 4 月	三菱商事株式会社 次世代・総合素材・化学ソリューション管理部長（現職）
2014年 8 月	三菱商事株式会社 主計部 部長代行		

■ 重要な兼職の状況

三菱商事株式会社 次世代・総合素材・化学ソリューション管理部長

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、三菱商事株式会社における業務執行を通じて会計関連業務に精通しているとともに、海外法人の経験による国際感覚も有しております。同氏は、豊富な経験と専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業における会計上のリスク管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行っていただいております、引き続き監査等委員として会計監査人監査の検証やコーポレート・ガバナンス体制の強化を期待しており、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

■ 独立性に関する事項

同氏は、当社の主要株主である三菱商事株式会社の業務執行に携わっているため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しておりません。但し、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.33%であり、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。

2.

ご	とう	みち	たか
後	藤	道	隆

 (1966年5月5日生／男性) 所有する当社の株式数 一 株

再任	社外	独立
----	----	----

■ 略歴、地位及び担当

1990年4月	旭硝子株式会社〔現 AGC株式会社〕入社	2019年8月	同社 経理・財務部 財務企画グループリーダー
2009年8月	同社 経理・財務室 財務グループ 国内財務チームリーダー	2021年2月	同社 化学品カンパニー 企画管理室長（現職）
2011年5月	同社 化学品カンパニー管理室 経理グループリーダー	3月	伊勢化学工業株式会社 取締役（現職）
2015年6月	アサヒマス板硝子株式会社 CFO	2021年6月	当社社外取締役（現職）
2017年8月	旭硝子株式会社〔現AGC株式会社〕先進機能ガラス事業本部企画管理室長		

■ 重要な兼職の状況

AGC株式会社 化学品カンパニー 企画管理室長、伊勢化学工業株式会社 取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、AGC株式会社における業務執行を通じて財務関連業務に精通しているとともに、海外法人のCFO経験により国際感覚も有しております。同氏は、豊富な経験と専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業における財務リスク管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行っていただいております、引き続き監査等委員として会計監査人監査の検証やコーポレート・ガバナンス体制の強化を期待しており、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

■ 独立性に関する事項

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏が取締役役に再任され就任した場合には、独立役員の指定を継続いたします。

同氏は、AGC株式会社の業務執行に携わっており、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.11%となっております。また、伊勢化学工業株式会社の非業務執行の取締役役に就任しており、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.04%となっております。そのため、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれは無いものと判断しております。

- (注)
1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、三尾伸夫、後藤道隆の両氏が取締役に選任され就任した場合には、当社と両氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任に関し、8百万円または法令に定める金額のうちいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定です。
 3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役全員が当該保険契約の被保険者に含まれることになります。当該保険契約の内容の概要については、事業報告30ページに記載の2. (3)「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

取締役及び執行役員（監査等委員、社外取締役、役員出向及び国内非居住者を除き、以下「取締役等」という。）を対象に、当社の中期経営計画の達成度等に応じて当社株式等の交付等を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査等委員会より、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するような適切なインセンティブ付けがなされ、中長期的な業績と連動する報酬の割合が適切に設定され、現金報酬と自社株報酬が適切な割合で設定されており、公正かつ適切な制度であるとの意見をいただいております。

1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

本制度は、2016年6月28日開催の2015年度定時株主総会においてご承認いただきました監査等委員でない取締役の報酬額（年額3億円以内、うち社外取締役年額5,000万円以内）とは別枠として、取締役等に対して業績連動型の株式報酬を支給するものであります。

当社は、本議案が可決されることを条件として、2023年5月19日開催の取締役会において当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定しております。その概要は本文末に記載のとおりです。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっております。

本制度の対象となる当社の業務執行取締役の員数は、第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと1名となります。また、本制度は、上記のとおり執行役員も対象としており（本株主総会の終結の時点において本制度の対象となる業務執行取締役を兼務しない執行役員は5名の予定）、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、執行役員が対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等に対する報酬等として、その額及び内容を提案するものであります。

これにより、当社の取締役等の報酬は、固定報酬である「基本報酬」ならびに変動報酬である「業績連動報酬」及び「業績連動型株式報酬」の3つにより構成されることとなります。

なお、役員報酬にかかる取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任を強化することを目的とし、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役に構成する報酬諮問委員会を設置しており、本制度の導入については、報酬諮問委員会の審議を経ております。

2. 本制度における報酬の額・株式数の上限等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として、当社が設定した信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。詳細は下記（2）以降のとおりです。

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（監査等委員、社外取締役、役員出向及び国内非居住者を除く。） ・ 当社の執行役員（役員出向及び国内非居住者を除く。）
--------------------------	--

② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 （下記（2）のとおり。）	・ 3事業年度を対象として合計1億5,000万円
取締役等に交付等が行われる 当社株式等の数の上限及び当 社株式の取得方法 （下記（2）及び（3）のとおり。）	・ 3事業年度を対象として25万株 ・ 上記の上限となる当社株式数の1事業年度あたりの平均である4,178万株の当社発行済株式総数（2023年3月31日現在、自己株式控除後）に対する割合は約0.6% ・ 本信託は当社株式を株式市場から取得する予定のため、希薄化は生じない

③ 業績達成条件の内容 （下記（3）のとおり。）	・ 対象期間における中期経営計画の達成度等に応じて0%～150%の範囲で変動 ・ 当初対象期間については、ROE等を業績評価指標とする ・ 当初対象期間終了後の業績達成条件の内容については、取締役会において別途決定予定
-----------------------------	---

④ 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期等 （下記（4）のとおり。）	・ 原則として、対象期間終了後
---	---

(2) 当社が拠出する金員の上限等

本制度の対象となる期間は、原則として、当社が掲げる中期経営計画の対象となる3事業年度（以下「対象期間」という。）とします。

本制度の対象期間中、当社は取締役等の報酬として、対象期間毎に上限額を1億5,000万円とした信託金を拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者として対象期間に相当する期間の本信託を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原

資として株式市場から株式を取得します。

当社は、信託期間中、取締役等に対しポイント（下記（3）のとおり。）を付与し、本信託は、あらかじめ定められた一定の時期に付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を延長し、当社は延長された信託期間毎に、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対し、ポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が完了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た金員の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

(3) 取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の上限等

信託期間中の毎年一定の時期に、取締役等に対して、役位別の報酬額を基礎として計算されるポイント（以下「基準ポイント」という。）が付与され、対象期間の最終事業年度末日直後の一定の時期（当初対象期間については2026年を予定）に、対象期間に応じた基準ポイント数の累積値に業績連動係数を乗じて計算されるポイント数（以下「株式交付ポイント数」という。）に基づき、交付等を行う当社株式数が決定されます。業績連動係数は、対象期間における中期経営計画の達成度等に応じて0%～150%の範囲で変動します。（※）。

※当初対象期間については、ROEを業績評価指標とする予定です。2027年3月31日で終了する事業年度以降の対象期間については、その時点の中期経営計画を基に取締役会において定めま

す。1ポイントにつき当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数及び本信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数を調整します。

なお、取締役等が退任（死亡した場合を含める。）、または海外赴任することとなった場合には、当該時点までに累積したポイント数により交付等を行う当社株式等を決定します。

本信託から交付等が行われる当社株式等の上限数は、3事業年度あたり25万株とします。この上限数は、上記（2）の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役等に対する株式交付等の時期及び方法その他株式の交付条件の概要

取締役会が別途定める受益者要件（対象期間の最終事業年度末日に制度対象者であること、非違行為等がないこと等）を充足した取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

は、原則として、対象期間終了後（ただし、取締役等が退任した場合は、退任後一定の時期）となります。

受益者要件を充足した取締役等は、株式交付ポイント数の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を本信託から受け、残りの株式交付ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役等が死亡した場合は、その時点までに累積した基準ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものとします。また、取締役等が海外赴任することとなった場合には、その時点までに累積した基準ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等が海外赴任日までに本信託から給付を受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に本信託が終了する段階で配当の残余が生じた場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(参 考)

本制度の詳細につきましては、2023年5月19日付適時開示「取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(URL : <https://www.meiwa.co.jp/news/>)

なお、本提案の承認を前提として、2023年5月19日開催の取締役会にて、取締役の個人別報酬等の決定方針の改訂を決議しております。本方針の詳細につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。

(URL : <https://www.meiwa.co.jp/news/>)

以 上

ご参考：本定時株主総会後の取締役（予定）のスキル

取締役の選任に関する方針・手続きについては、監査等委員会及び社外取締役の提言を尊重し、取締役に相応しい知識・経験・能力を有する人材の中から取締役会において候補者を決定し、株主総会の決議により選任されます。

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な、取締役としての知識・経験・能力のバランスと多様性を確保するため、各取締役がもつスキルを一覧にしたマトリックスに基づき取締役候補者を決定します。

氏名	性別	地位	スキル					
			企業 経営	業界 知見	営業 マーケ ティング	財務 会計	法務 コンプ ライアンス	海外 経験
吉田 毅	男性	代表取締役社長	○	○	○			○
水上貴之	男性	取締役 常務執行役員	○	○		○	○	○
南 敏文	男性	社外取締役					○	○
三輪 慧	女性	社外取締役	○		○		○	○
持田洋介	男性	社外取締役	○	○	○			○
岡本一省	男性	取締役 常勤監査等委員		○	○			
岩村和典	男性	社外取締役 監査等委員		○	○		○	
三尾伸夫	男性	社外取締役 監査等委員		○		○		○
後藤道隆	男性	社外取締役 監査等委員	○	○		○		○

事業報告

(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の売上高は、1,566億6千2百万円と前年同期の9.5%にあたる136億3千7百万円の増収、営業利益は36億5千5百万円と前年同期の7.5%にあたる2億5千3百万円の増益、経常利益は31億6千9百万円と前年同期の7.1%にあたる2億4千1百万円の減益となり、親会社株主に帰属する当期純利益については、17億2千万円と前年同期の28.5%にあたる6億8千6百万円の減益となりました。

これらの結果、当連結会計年度の1株当たり当期純利益は41.21円、自己資本当期純利益率が4.8%となりました。

なお、主な要因は以下のとおりであります。

- ・売上高については、第一事業、第二事業、第三事業が概ね好調に推移したため増収

となりました。

- ・営業利益については、売上高の増加による売上総利益が増加したことにより、販売費及び一般管理費の増加があったものの増益となりました。
- ・経常利益については、営業利益の増加、投資先からの受取配当金の増加等があったものの、持分法による投資損失が大幅に増加したため減益となりました。
- ・法人税等については、過年度減損処理した政策保有株式の売却により無税化処理を行った前年度の反動等があったため増加しました。
- ・親会社株主に帰属する当期純利益については、上記要因の結果、減益となりました。

セグメント別売上高及び利益

当社グループのセグメントごと売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	前 期		当 期		前期比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
第 一 事 業	36,074	25.2%	41,357	26.4%	5,282	14.6%
第 二 事 業	48,469	33.9%	49,731	31.7%	1,262	2.6%
第 三 事 業	51,420	36.0%	57,761	36.9%	6,341	12.3%
自動車・電池材料事業	5,424	3.8%	6,024	3.8%	599	11.1%
そ の 他 事 業	1,635	1.1%	1,787	1.2%	151	9.3%
合 計	143,025	100.0%	156,662	100.0%	13,637	9.5%

当社グループのセグメントごとの利益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	前 期		当 期		前期比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
第 一 事 業	946	27.4%	1,583	50.0%	637	67.3%
第 二 事 業	1,836	53.2%	1,637	51.6%	△199	△10.9%
第 三 事 業	1,045	30.3%	1,072	33.8%	26	2.5%
自動車・電池材料事業	△438	△12.7%	△1,489	△47.0%	△1,050	—%
そ の 他 事 業	10	0.3%	△3	△0.1%	△14	—%
調 整 額	52	1.5%	369	11.7%	317	—%
合 計	3,452	100.0%	3,169	100.0%	△283	△8.2%

(注) 当連結会計年度より、当社グループの第一事業及び第三事業の組織再編を行いました。第一事業は樹脂・難燃剤事業部の樹脂事業を第三事業に移管して難燃剤事業部に改称し、機能建材事業部を第三事業から編入致しました。第三事業は高機能素材事業部を三分割し、それぞれ高機能素材事業部、機能化学品事業部、第一事業から編入した樹脂事業と統合して合成樹脂事業部と致しました。なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

(注) 「その他事業」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

(注) 「調整額」の区分は、主にセグメント間の取引消去の金額であります。

【第一事業】

売上高は、413億5千7百万円と前年同期の14.6%にあたる52億8千2百万円の増収、セグメント利益につきましては、15億8千3百万円と前年同期の67.3%にあたる6億3千7百万円の増益になりました。

これは主に各取引が以下の通り推移した結果によるものです。

- ・資源・環境ビジネス事業は、資源関連、

環境関連、金属関連ともに好調に推移しました。

- ・難燃剤事業は、需要が伸長し好調に推移しました。
- ・機能建材事業は、断熱材や防水材は需要が持ち直し好調に推移したものの、内装材は前年同期並に推移しました。

【第二事業】

売上高は、497億3千1百万円と前年同期の2.6%にあたる12億6千2百万円の増収、セグメント利益につきましては、16億3千7百万円と前年同期の10.9%にあたる1億9千9百万円の減益になりました。

これは主に各取引が以下の通り推移した結果によるものです。

- ・国内向けベースオイル・添加剤は前年同期並に推移したものの、海外向けベースオイル・添加剤は需要が伸長し、好調に推移しました。
- ・中国潤滑油事業は、冷凍機油、建機純正オイルともに低調に推移しました。

【第三事業】

売上高は、577億6千1百万円と前年同期の12.3%にあたる63億4千1百万円の増収、セグメント利益につきましては、10億7千2百万円と前年同期の2.5%にあたる2千6百万円の増益になりました。

これは主に各取引が以下の通り推移した結果によるものです。

- ・高機能素材事業は、印刷原材料は前年同

期並に推移したものの、フィルム製品は低調に推移しました。

- ・機能化学品事業は、製紙薬剤、粘接着剤とともに前年同期並に推移しました。
- ・合成樹脂事業は、合成樹脂原料、合成樹脂製品ともに前年同期並に推移しました。
- ・無機薬品事業は、好調に推移しました。

【自動車・電池材料事業】

売上高は、60億2千4百万円と前年同期の11.1%にあたる5億9千9百万円の増収、セグメント損失が、14億8千9百万円と前年同期から10億5千万円の減益（前年同期は4億3千8百万円の損失）になりました。

これは主に以下の通り推移した結果によ

るものです。

- ・自動車事業は、持分法適用会社において損失が大幅に増加したことにより、減益となりました。
- ・電池材料事業は、自動車用などの電池材料販売の売上が堅調に推移しました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に除却、売却した主要な設備、そのほか特記すべき設備投資並びに設備の新設、撤去、滅失はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に増資又は社債発行など、特記すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

① サステナビリティに係るマテリアリティ

当社におけるサステナビリティへの取組みをさらに強化し企業価値向上と持続可能な社会への貢献を推進するために、「環境負荷の低減に向けた取組み強化」「新たな価値創造」「多様な個の育成と能力発揮できる環境整備」「ガバナンスの強化」を中長期的かつ優先的に取り組むマテリアリティ（重要課題）として特定いたしました。

詳細は当社ウェブサイトの「サステナビリティに係るマテリアリティ特定のお知らせ」をご参照ください。

<https://www.meiwa.co.jp/news/>

② 中期経営計画

当社グループは、既存ビジネスがカーボンニュートラルへの取り組みやデジタル技術の進展などに大きく影響を受ける状況の中、既存事業の収益性と効率性の向上とともに、社会や市場、ビジネスの変化を捉え新たなビジネスを創出することで、企業価値の更なる向上と新たな価値の創出を目指すべく、2026年3月期を最終年度とする3ヶ年の中期経営計画を策定いたしました。

a. ビジョン

当社は、「これまでをこれからへ、新たな未来を切り拓く」を、10年先を見据えたビジョンといたしました。

変化し続ける環境に適応しながら新たな価値を創造し続け、持続的な成長を実現いたします。

b. 基本方針及び施策

当社は、企業価値の更なる向上及び新たな価値創造を実現するための基本方針を以下の通り定めました。

- ・あらゆることに変化を求め、挑戦し続ける
- ・新たな事業創出を通じ、人と会社を成長させる
- ・機能や強みに磨きをかけ、稼ぐ力を高める

この基本方針に則り次の5つの施策を実施いたします。

イ) 新たな領域での事業開発

新たな領域において、収益の柱となるような新規事業の創出を行うべく、投資パイプラインの強化や企業内起業家の育成・支援、そしてM&Aスタートアップとの共創といった施策で事業開発を推進していきます。

ロ) 既存事業の収益性・効率性の向上

既存事業においては、注力領域における事業の強化、資本の効率化推進、事業ポートフォリオの最適化等を施策とし、収益性と効率性を向上させていきます。

ハ) 人材への投資強化

事業を生み出す人材の開発、専門性を持つ人材の育成・獲得、グローバルに活躍できる人材の育成強化、能力発揮を促進する働き方の改革、全社員をデジタル人材として育成等の多様な個の集団の形成と能力発揮する環境の整備を行います。

二) デジタル化の推進

DXを推進する人材の育成・獲得やデジタル技術を活用した生産向上を行い業務の効率化や新たなビジネスの創出する体制を整備します。

ホ) 連結経営の深化

環境の変化を企業価値向上に繋げるコーポレート機能として、変化を捉え分析する体制の整備と施策立案力を更に高め、資本効率化に向けた財務施策を行います。

また、事業投資先における経営基盤の充実、リスクマネジメント機能の更なる向上を行い事業投資先へのガバナンスを強化します。

c. 経営指標・定量目標

	2023年度	2024年度	2025年度
連結純利益	22億円	24億円	26億円
ROE	7%以上を目標とし、中長期で二桁の実現を目指す		
株主還元	財務健全性を維持しつつ、連結配当性向50%を基本として、機動的な株主還元を行う		
基盤・成長投資金額	35~45億円		

中期経営計画の詳細につきましては当社ウェブサイトの「中期経営計画2025」をご参照ください。

<https://www.meiwa.co.jp/news/>

(5) 重要な子会社及び関連会社の状況（2023年3月31日現在）

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
十 全 株 式 会 社	百万円 73	% 90.4	無機・有機薬品、農薬、薬剤、食品材料、食品添加物、産業資材等の販売
東京グラスロン株式会社	百万円 100	% 97.1	断熱・防音・吸音材、新建材、住宅関連機器、内外装資材等の販売
ソ ー ケ ン 株 式 会 社	百万円 20	% 100.0	断熱材、新建材製品等の販売
明和産業（上海）有限公司	百万人民元 23	% 100.0	石油、化学品、合成樹脂、金属製品等の販売
Meiwa Vietnam Co., Ltd.	百万USドル 1	% 100.0	化学品・合成樹脂・建材・金属製品の輸出入

② 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
ク ミ 化 成 株 式 会 社	百万円 373	% 40.2	自動車用内装部品の研究開発・製造・販売等
株 式 会 社 鈴 裕 化 学	百万円 40	% 38.9	難燃剤の研究開発・製造

(注) クミ化成株式会社の出資比率は、ソーケン株式会社が保有する0.3%を含んでおります。

2. 会社役員に関する事項（2023年3月31日現在）

(1) 取締役の氏名等

氏 名	区 分	地位・担当	重要な兼職の状況
吉 田 毅	取締役（監査等委員であるものを除く）	代表取締役社長	
水 上 貴 之	取締役（監査等委員であるものを除く）	常務執行役員 コーポレート部門管掌 兼 コーポレート部門長	十全株式会社 取締役 明和産業（上海）有限公司董事長 クミ化成株式会社 社外監査役
南 敏 文	取締役（監査等委員であるものを除く）		弁護士
加 附 裕 之	取締役（監査等委員であるものを除く）		三菱商事株式会社 石油・化学ソリューショングルー プCEOオフィスフェニックスユ ニットマネージャー
三 輪 慧	取締役（監査等委員であるものを除く）		
岡 本 一 省	監査等委員である 取締役	常勤監査等委員	
岩 村 和 典	監査等委員である 取締役		三菱ケミカルグループ株式会社 グループ法人監査部
三 尾 伸 夫	監査等委員である 取締役		三菱商事株式会社 総合素材・石油・化学ソリューショ ン管理部長
後 藤 道 隆	監査等委員である 取締役		AGC株式会社 化学品カンパニー企画管理室長 伊勢化学工業株式会社 取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員であるものを除く）の南敏文、加附裕之、三輪慧の各氏、監査等委員である取締役の岩村和典、三尾伸夫、後藤道隆の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員であるものを除く）の南敏文、三輪慧の両氏、監査等委員である取締役の岩村和典、後藤道隆の両氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査等委員である取締役の三尾伸夫、後藤道隆の両氏は、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り内部監査部門との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、監査等委員である取締役の岡本一省氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役（監査等委員であるものを除く）ならびに監査等委員である取締役全員は、当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を

限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金8百万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人材の確保および職務の執行における萎縮の防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その契約の概要等は以下の通りです。

① 被保険者の範囲

監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役、取締役を兼務しない執行役員

② 保険契約の内容の概要

- a. 被保険者の実質的な保険等負担割合
保険料は、特約部分も含め会社負担と

しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

b. 補填の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月12日の取締役会において、次のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

a. 基本方針

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員の協議により定めており、その役割、職務の内容に鑑み、常勤および非常勤を区分し決定する。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、職務の内容および当社グループの業績、他社水準、従業員給与の水準等を考慮し総合的に勘案し、取締役会の諮問を受けた報酬諮問委員会が検討を行い、取締役会が報酬諮問委員会の答申を踏まえ役位に応じて決定するものとする。

c. 業績連動報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの目標達成により企業価値を向上させる意識を高めるため、目標の達成度合いの評価を反映した現金報酬とし、会社業績および

個人別の評価に応じて算出された額を12等分して基本報酬に加算し月例で支給する。目標となる業績指標とその値は、親会社株主に帰属する当期純利益等の財務指標と非財務指標とし、経営計画と整合するよう毎年個人別に設定し、報酬諮問委員会の審議を経て代表取締役社長が決定するものとする。

d. 基本報酬と業績連動報酬の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、業績指標の実績が高くなるほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、具体的な割合について報酬諮問委員会が検討を行う。取締役会は、報酬諮問委員会の答申内容を踏まえ、種類別の報酬割合を決定することとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額の決定については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長が一部について委任を受けるものとし、その内容は、各業務執行取締役の業績指標の達成度合いによる業績連動報酬に係る評価とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、業績連動報酬に係る評価については報酬諮問委員会に諮問し答申を得るとともに、監査等委員会の意見を聴取する。上記の委任を受けた代表取締役社長は、報酬諮問委員会による答申の内容および監査等委員会の意見に従って決定をしなければならないこととする。

f. 任意の報酬諮問委員会に関する事項

取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に報酬諮問委員会を設置する。同委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役の報酬等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して提案、助言または提言を行うものとする。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く）の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の2015年度定時株主総会において、年額3億円以内（うち、社外取締役年額5,000万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く）の員数は7名（うち、社外取締役は2名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の2015年度定時株主総会において、年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点

の監査等委員である取締役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2022年6月24日開催の取締役会において代表取締役社長吉田毅に取締役（監査等委員であるものを除く）の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各業務執行取締役の業績連動報酬に係る評価であり、この権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各業務執行取締役の評価を行うのは代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、業績連動報酬に係る評価について報酬諮問委員会に諮問し答申を得るとともに監査等委員会の意見を聴取しており、代表取締役社長は報酬諮問委員会による答申の内容および監査等委員会の意見に従って決定を行っていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬	
取締役 (監査等委員であるものを除く)	76百万円	66百万円	10百万円	－	6
(うち社外取締役)	(22百万円)	(22百万円)	(－)	(－)	(4)
監査等委員である取締役	41百万円	40百万円	0百万円	－	5
(うち社外取締役)	(24百万円)	(24百万円)	(－)	(－)	(3)
合 計	117百万円	107百万円	10百万円	－	11
(うち社外取締役)	(46百万円)	(46百万円)	(－)	(－)	(7)

- (注) 1. 取締役（監査等委員であるものを除く）の業績連動報酬等は、業務執行取締役が対象であり、算定の基礎として選定した業績指標の内容、当該業績指標を選定した理由および支給方法は、2. (4) ① c.に記載のとおりです。また、当事業年度における財務指標の実績につきましてはその他の電子提供措置事項における1. (1) ①に記載のとおりです。
2. 監査等委員である取締役の業績連動報酬等は、常勤監査等委員が対象であり、業績に対する意識を共有するため親会社株主に帰属する当期純利益を指標として算出された額を12等分して基本報酬に加算し月例で支給しております。
3. 上記の支給人数には、2022年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員であるものを除く）1名および監査等委員である取締役1名を含んでおります。

3. 会計監査人に関する事項（2023年3月31日現在）

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	63,466	流 動 負 債	40,579
現 金 及 び 預 金	8,418	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	30,417
受取手形、売掛金及び契約資産	45,682	短 期 借 入 金	7,258
商 品	8,721	1年内返済予定の長期借入金	590
そ の 他	869	リ ー ス 債 務	12
貸 倒 引 当 金	△224	未 払 法 人 税 等	880
固 定 資 産	17,258	賞 与 引 当 金	703
有 形 固 定 資 産	1,079	そ の 他	717
建 物 及 び 構 築 物	688	固 定 負 債	4,223
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	120	長 期 借 入 金	87
工 具、器 具 及 び 備 品	37	繰 延 税 金 負 債	2,096
土 地	220	退 職 給 付 に 係 る 負 債	847
リ ー ス 資 産	12	そ の 他	1,192
無 形 固 定 資 産	141	負 債 合 計	44,803
ソ フ ト ウ エ ア	131	純 資 産 の 部	
そ の 他	10	株 主 資 本	29,151
投資その他の資産	16,038	資 本 本 金	4,024
投 資 有 価 証 券	14,911	資 本 剰 余 金	2,761
長 期 貸 付 金	10	利 益 剰 余 金	22,370
繰 延 税 金 資 産	182	自 己 株 式	△4
そ の 他	956	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	6,323
貸 倒 引 当 金	△22	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,124
資 産 合 計	80,725	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△3
		為 替 換 算 調 整 勘 定	2,313
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△110
		非 支 配 株 主 持 分	447
		純 資 産 合 計	35,922
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	80,725

連結損益計算書

(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

科 目						金 額	
						百万円	百万円
売上	上	原	高				156,662
売	上	原	価				144,960
売	上	総	利				11,702
販	費	び	一				8,046
営	業	外	般				3,655
営	業	外	利				
			収				
受	取	配	当	金	651		
助	成	金	収	入	122		
そ		の		他	137		910
営	業	外	費	用			
支	払	利	息		133		
持	分	法	に	よ	1,140		
そ		の	る	投	123		1,397
経	常	利	益				3,169
特	別	利	益				
投	資	有	価	証	券	10	
負	の	の	れ	ん	発	30	
そ		の		生	0		41
特	別	損	失				
投	資	有	価	証	券	3	
そ		の		却	0		3
税	金	等	調	整	前		3,206
法	人	税	、	住	民	1,461	
法	人	税	等	調	整	△50	1,411
当	期	純	利	益			1,795
非	支	配	株	主	に		74
親	会	社	株	主	に		1,720

計算書類

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産		百万円 44,036	流 動 負 債		百万円 32,581
現金及び預金		4,745	支払手形		193
受取手形		2,732	電子記録債権		3,736
電子記録債権		8,460	買掛金		18,660
売掛金		22,840	短期借入金		7,998
商品		3,288	1年内返済予定の長期借入金		550
未着商品		1,581	未払金		130
前渡金		24	未払費用		70
前払費用		8	未払法人税等		615
その他貸倒引当金		447	前受り		78
固 定 資 産		△93	前受り		28
有形固定資産		9,851	賞与引当金		10
建物		347	退職給付引当金		492
構築物		87	その他負債		18
機械及び装置		143	固定負債		2,749
車両運搬具		92	退職給付引当金		643
工具、器具及び備品		0	繰延税金負債		1,039
土地		25	繰延税金負債		1,066
無形固定資産		0	負債合計		35,330
ソフトウェア		118	純 資 産 の 部		
その他の投資		114	株 主 資 本		14,881
投資その他の資産		3	資 本 金		4,024
投資有価証券		2,761	資 本 剰 余 金		2,761
関係会社株式		2,761	資 本 準 備 金		2,761
出資		8,100	利 益 剰 余 金		8,100
関係会社出資金		337	利 益 準 備 金		337
従業員に対する長期貸付金		7,762	その他利益剰余金		7,762
破産更生債権等		7,762	繰越利益剰余金		7,762
長期前払費用		△4	自 己 株 式		△4
その他の貸倒引当金		3,676	評価・換算差額等		3,676
貸倒引当金		3,679	その他有価証券評価差額金		3,679
資産合計		△3	繰延ヘッジ損益		△3
		18,558	純 資 産 合 計		18,558
		53,888	負債及び純資産合計		53,888

損益計算書

(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

科 目					金 額	
売上高 売上原価 売上総利益 販売費及び一般管理費 営業外収益 受取配当金 その他 営業外費用 支払利息 為替差損 その他 経常利益 特別利益 特別損失 固定資産売却損 その他 税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益					百万円	百万円
						102,794
						96,541
						6,252
						4,450
						1,801
					2,205	2,234
					29	
					121	
					85	
					12	218
						3,818
					7	7
					0	0
					0	
						3,825
					909	864
					△45	
						2,960

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

明和産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 大竹 貴也

公認会計士 辻 伸介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明和産業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明和産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

明和産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大竹 貴也

公認会計士 辻 伸介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明和産業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第104期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について監視及び検証するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会規則、監査等委員会監査等基準等に準拠し、監査の方針、職務の分担などを定め、本社事業部・支店営業部の実地調査及び、グループガバナンス体制の強化・充実とその実効性を重点監査項目と設定し、会社の内部監査部門である監査部その他内部統制部門であるリスクマネジメント部等と連携の上、取締役会、経営会議その他重要な会議への出席や、各取締役及び使用人などとの面談を通してその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議議事録及び決裁書類などを閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役会等の議事録を閲覧のうえ、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社を訪問し当該子会社に関する状況の説明を求め、さらに監査部から海外子会社に対し実施した監査の結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ グループ会社を含めた内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人・有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人・有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

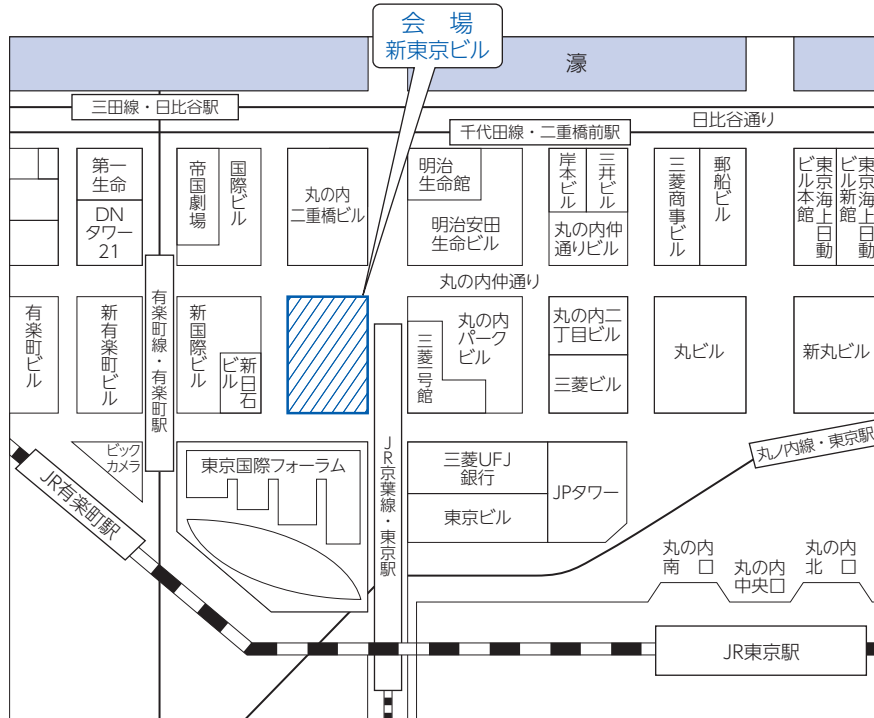
明和産業株式会社 監査等委員会

監査等委員	岡	本	一	省
監査等委員	岩	村	和	典
監査等委員	三	尾	伸	夫
監査等委員	後	藤	道	隆

(注) 監査等委員岩村和典、三尾伸夫、後藤道隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内略図

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
新東京ビル3階 当社本店大会議室（330区）



● J R

- ・「有楽町」駅より徒歩5分（国際フォーラム口）
- ・「東京」駅より徒歩7分（丸の内南口）

● 地下鉄

- ・有楽町線「有楽町」駅より徒歩5分（D5出口）
- ・日比谷線「日比谷」駅より徒歩7分（A3出口）
- ・千代田線「二重橋前」駅より徒歩3分（B7出口）
- ・三田線「日比谷」駅より徒歩5分（B4出口）

※ J R は改札から、地下鉄は地上出口からの所要時間です。

駅構内及び地下道の時間は含まれておりませんのでご注意ください。

注）株主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。

2022年度定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

■事業報告

- 企業集団の現況に関する事項
 - 財産および損益の状況の推移
 - 主要な事業内容
 - 主要な事業所等
 - 従業員の状況
 - 主要な借入先及び借入額
- 会社の株式に関する事項
- 会社役員に関する事項
 - 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動
 - 取締役を兼務しない執行役員
 - 社外役員に関する事項
- 会計監査人に関する事項
 - 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
 - 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
- 会社の体制及び方針

■連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

■計算書類

- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

明和産業株式会社

事業報告

(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2019年度 第101期	2020年度 第102期	2021年度 第103期	2022年度 第104期
売 上 高 (百万円)	137,036	126,004	143,025	156,662
経 常 利 益 (百万円)	1,718	1,794	3,410	3,169
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,091	1,198	2,407	1,720
1株当たり当期純利益 (円)	50.09	28.69	57.65	41.21
総 資 産 額 (百万円)	65,628	70,047	76,415	80,725
純 資 産 額 (百万円)	30,982	34,704	35,967	35,922
1株当たり純資産額 (円)	735.76	824.47	854.35	849.44

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2019年度 第101期	2020年度 第102期	2021年度 第103期	2022年度 第104期
売 上 高 (百万円)	94,083	78,275	90,437	102,794
経 常 利 益 (百万円)	610	1,086	2,037	3,818
当 期 純 利 益 (百万円)	1,615	938	1,897	2,960
1株当たり当期純利益 (円)	38.69	22.47	45.45	70.88
総 資 産 額 (百万円)	42,581	45,599	49,747	53,888
純 資 産 額 (百万円)	16,626	18,891	18,101	18,558
1株当たり純資産額 (円)	398.12	452.34	433.43	444.37

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(2) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社11社、関連会社4社及びその他関係会社1社により構成されており、資源・環境ビジネス事業、難燃剤事業、機能建材事業、石油製品事業、高機能素材事業、機能化学品事業、合成樹脂事業、無機薬品事業、自動車事業、電池材料事業を主たる業務とし、さらに各事業に関連する各種のサービスを事業内容としております。

区 分	主な事業	主な取扱商品
第 一 事 業	資源・環境ビジネス事業 難燃剤事業 機能建材事業	レアアース・レアメタル、環境関連、金属関連 難燃剤 断熱材、防水材、内装材
第 二 事 業	石油製品事業	潤滑油、ベースオイル、添加剤
第 三 事 業	高機能素材事業 機能化学品事業 合成樹脂事業 無機薬品事業	フィルム製品、印刷原材料 製紙薬剤、粘接着剤 合成樹脂原料、合成樹脂製品 無機薬品
自動車・電池 材 料 事 業	自動車事業 電池材料事業	自動車部品関連 電池材料

(3) 主要な事業所等（2023年3月31日現在）

① 当社

区 分	名 称	所 在 地
国 内	本店	東京都千代田区
	大阪支店	大阪府大阪市中央区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
	九州営業所	福岡県福岡市博多区
海 外	北京駐在員事務所	中華人民共和国
	ソウル駐在員事務所	大韓民国

② 主要な子会社

区 分	会 社 名	所 在 地
国 内	十全株式会社	東京都千代田区
	東京グラスロン株式会社	東京都千代田区
	ソーケン株式会社	大阪府豊中市
海 外	明和産業（上海）有限公司	中華人民共和国
	Meiwa Vietnam Co., Ltd.	ベトナム社会主義共和国
	Meiwa (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国
	Thai Meiwa Trading Co., Ltd.	タイ王国
	PT. Meiwa Trading Indonesia	インドネシア共和国

(4) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前年度末比増減
第一事業	136名	94名増
第二事業	106名	1名減
第三事業	145名	79名減
自動車・電池材料事業	26名	4名減
全社（共通）	92名	1名増
合計	505名	11名増

- (注) 1. 従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含み、海外の現地採用者126名を含む就業人員数であります。
また、嘱託及び契約社員等の従業員を含み、派遣社員を除いております。
2. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門及び海外駐在員事務所に所属している従業員であります。
3. 前年度末と比べ従業員数が第一事業において、94名増加し、第三事業において79名減少している主な要因は、当連結会計年度より組織再編を行い、第三事業に含まれていた一部の事業を第一事業に移管したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
203名	5名減	41.6才	15.6年	7,531千円

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含み、海外現地採用者4名を含む就業人員数であります。
また、嘱託及び契約社員等の従業員を含み、派遣社員を除いております。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、臨時従業員、海外の現地採用者、他社から当社への出向者を含んでおりません。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門及び海外駐在員事務所に所属している従業員であります。

(5) 主要な借入先及び借入額（2023年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	2,798百万円
株式会社みずほ銀行	1,800百万円
株式会社八十二銀行	1,200百万円

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 普通株式 100,000,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 41,780,000株(自己株式16,987株を含む)

(3) 株主数 32,890名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
三 菱 商 事 株 式 会 社	13,806	33.06
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (三 菱 ケ ミ カ ル 株 式 会 社 退 職 給 付 信 託 口)	4,079	9.77
A G C 株 式 会 社	3,849	9.22
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,523	6.04
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	550	1.32
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	250	0.60
三 菱 ケ ミ カ ル 物 流 株 式 会 社	88	0.21
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	82	0.20
株 式 会 社 T V E	76	0.18
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 4)	66	0.16

(注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。

(注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。

2. 上記株主の英文名は、(株)証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

3. 会社役員に関する事項（2023年3月31日現在）

(1) 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

2022年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員であるものを除く）の鍋木礼彦氏、監査等委員である取締役の村上信夫氏は退任いたしました。

(2) 取締役を兼務しない執行役員

役 名	氏 名	職 名
常務執行役員	渥 美 直 人	中国総代表 兼 明和産業（上海）総経理 兼 第二事業部門長
常務執行役員	藤 井 幸 一	クミ化成株式会社 取締役
執行役員	横 尾 憲 二	第三事業部門長 兼 最高デジタル責任者（CDO）
執行役員	渋谷 博 之	大阪支店長 兼 名古屋支店長
執行役員	福 島 弘 久	コーポレート部門副部門長 兼 サステナビリティ推進室長 兼 総務人事部長
執行役員	久 保 秋 実	第一事業部門長 兼 資源・環境ビジネス事業部長

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役 (監査等委員で あるものを除く)	南 敏 文	弁護士	取引その他の関係はありません。
	加 附 裕 之	三菱商事株式会社 石油・化学ソリューショング ループCEOオフィスフェニッ クスユニットマネージャー	主要株主であり、商品取引 の関係があります。
	三 輪 慧	—	—
監査等委員で ある取締役	岩 村 和 典	三菱ケミカルグループ株式会 社グループ法人監査部	取引その他の関係はありません。
	三 尾 伸 夫	三菱商事株式会社 総合素材・石油・化学 ソリューション管理部長	主要株主であり、商品取引 の関係があります。
	後 藤 道 隆	AGC株式会社 化学品カンパニー企画管理室長	主要株主であり、商品取引 の関係があります。
		伊勢化学工業株式会社 取締役	商品取引の関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役 (監査等委員で あるものを除く)	南 敏 文	当事業年度に開催した取締役会16回の全て（100％）に出席し、6件の決議事項に対して発言を行うとともに、報告事項に対しても適宜、発言を行っております。また、当事業年度に開催した経営会議24回の全て（100％）に出席し、適宜、発言を行っております。
	加 附 裕 之	取締役に就任後に開催した取締役会14回のうち10回（71％）に出席し、8件の決議事項に対して発言を行うとともに、報告事項に対しても適宜、発言を行っております。
	三 輪 慧	取締役に就任後に開催した取締役会14回の全て（100％）に出席し、8件の決議事項に対して発言を行うとともに、報告事項に対しても適宜、発言を行っております。また、取締役に就任後に開催した経営会議19回の全て（100％）に出席し、適宜、発言を行っております。
監査等委員で ある取締役	岩 村 和 典	当事業年度に開催した取締役会16回の全て（100％）に出席し、8件の決議事項に対して発言を行うとともに、報告事項に対しても適宜、発言を行っております。また、監査等委員会8回の全て（100％）に出席し、4件の議題に対して発言を行っております。
	三 尾 伸 夫	当事業年度に開催した取締役会16回のうち12回（75％）に出席し、12件の決議事項に対して発言を行うとともに、報告事項に対しても適宜、発言を行っております。また、監査等委員会8回のうち7回（88％）に出席し、3件の議題に対して発言を行っております。
	後 藤 道 隆	当事業年度に開催した取締役会16回のうち15回（94％）に出席し、11件の決議事項に対して発言を行うとともに、報告事項に対しても適宜、発言を行っております。また、監査等委員会8回のうち7回（88％）に出席し、5件の議題に対して発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員で あるものを除く)	南 敏 文	南敏文氏は、東京高等裁判所部総括判事や長官代行等を歴任され、現在は弁護士として活躍されております。同氏は、法務分野における豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、コンプライアンス管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行いました。また、報酬諮問委員会の委員として、取締役の報酬制度及び個人別の報酬の決定に関し、適正な提言を行いました。
	加 附 裕 之	加附裕之氏は、三菱商事株式会社における業務執行者として、商社ビジネス及び当社の主要事業である化学品事業に精通しているとともに、海外経験や海外事業の経験により国際感覚も有しております。同氏は、豊富な経験と専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業活動におけるリスク管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行いました。
	三 輪 慧	三輪慧氏は、中国において弁護士として活躍された後、企業内弁護士として複数の企業において、法務、海外M&A、コーポレート・ガバナンス等の分野で豊富な経験を有しております。同氏は、豊富な経験と専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業活動におけるリスク管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行いました。また、当社グループの重要エリアである中国関連についての的確な提言を行いました。また、報酬諮問委員会の委員として、取締役の報酬制度及び個人別の報酬の決定に関し、適正な提言を行いました。

区 分	氏 名	期待される役割に関して行った職務の概要
監査等委員で ある取締役	岩 村 和 典	岩村和典氏は、三菱ケミカル株式会社における業務執行を通じて化学品関連の事業に精通しており、現在は三菱ケミカルグループ株式会社において同社の子会社等の監査に係る業務を行っております。同氏は、豊富な経験と専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業におけるリスク管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行うとともに、監査等委員として会計監査人監査の検証やコーポレート・ガバナンス体制の強化等、取締役の職務執行の監査を行いました。また、報酬諮問委員会の委員として、取締役の報酬制度及び個人別の報酬の決定に関し、適正な提言を行いました。
	三 尾 伸 夫	三尾伸夫氏は、三菱商事株式会社における業務執行を通じて、財務及び会計関連業務に精通しているとともに、海外法人の経験による国際感覚も有しております。同氏は、豊富な経験と専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業における会計上のリスク管理強化等についての専門的な提言等に経営の監督を行うとともに監査等委員として、会計監査人監査の検証やコーポレート・ガバナンス体制の強化等、取締役の職務執行の監査を行いました。
	後 藤 道 隆	後藤道隆氏は、AGC株式会社における業務執行を通じて財務業務に精通しているとともに、海外法人のCFO経験により国際感覚も有しております。同氏は、豊富な経験と専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業における財務リスク管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行うとともに、監査等委員として、会計監査人監査の検証やコーポレート・ガバナンス体制の強化等、取締役の職務執行の監査を行いました。また、報酬諮問委員会の委員として、取締役の報酬制度及び個人別の報酬の決定に関し、適正な提言を行いました。

4. 会計監査人に関する事項（2023年3月31日現在）

(1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	53百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、監査計画の内容、従前の監査の職務遂行状況、監査報酬の実績推移、報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、明和産業（上海）有限公司及びMeiwa Vietnam Co., Ltd. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(2) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。また、監査等委員会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した

場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

なお、取締役会が、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）

当社は、2021年7月30日開催の取締役会において、会社法第399条の13第1項第1号ハに定める内部統制の体制の整備に関する基本方針の改訂を行い、次のとおり決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a) コーポレート・ガバナンス

イ) 取締役会は、法令、定款、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」及び「取締役会規則」等に従い、重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。

ロ) 取締役は、取締役会が決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、業務執行を行う。

ハ) 監査等委員である取締役は、「監査等委員会規則」、「監査等委員会監査等基準」及び「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

b) コンプライアンス

イ) 取締役、執行役員及び使用人は、企業理念である「明光和親」及び「役職員行動規範」に則り行動する。

ロ) コンプライアンス担当役員（統括責任者）、コンプライアンス委員会、コンプライアンス部門責任者及びコンプライアンス事務局を設置、また子会社においても同様の体制整備を促進することで、連結

グループでのコンプライアンス体制の充実に努める。

ハ) 内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するとともに、各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。

二) 反社会的勢力とは、取引を含めて一切の関係を遮断し、不当要求は拒絶する。

c) 財務報告

イ) 財務報告に係る内部統制担当役員（統轄責任者）、部門責任者を設置するとともに、法令及び会計基準に適合した財務諸表の作成に係る社内規程を整備し、財務情報の適正かつ適時な開示体制の強化に努める。

ロ) 財務報告に係る内部統制事務局を設置し、財務報告の適正性を確保するための体制の整備・運用状況について改善を図る。

d) 内部監査

社長直轄の監査部を設置する。監査部は「内部監査規程」に基づき各組織・子会社の業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況と合理性等につき、定期的に内部監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、法令、「文書取扱規程」、「文書保存基準」及びその他の社内規程に従い、株主総会議事録及び取締役会議事録等の職務執行に係る重要な文書を適切に保存・管理し、常時、閲覧することができる。また、会社の重要な情報の開示を所管する部署を設置し、取締役は、開示すべき情報を収集し法令等に従って適切に開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの種類、類型毎の管理責任部署を設置し、管理方法を社内規程等で定め、体制を整備するとともに、必要に応じて社内委員会等を設置する等、リスク管理体制及び管理手法を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a) 取締役会

取締役は実質的な討議を可能とする人数とし、取締役会は取締役の職務執行が経営者として効率性を含め適正に行われていることを監督する。

b) 執行役員制

取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため、執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会が決定し委任された職務を執行する。

c) 事業部門制

事業部門制を採用し、各事業部門には部門長を置き、法令、定款及び社内規程等に従い、担当事業領域の経営を行う。また、事業部門ごとに目標を設定し達成度を取締役会において検証することにより、経営管理を行う。

d) 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を行うた

め、社内規程を整備し各役職者の権限及び責任を明確化する。

⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a) 子会社管理・報告の体制

イ) 子会社毎に主管部署を定め、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣し業務の適正を確保する。

ロ) 「事業投資管理規程」を定め、子会社の経営上の重要事項に関しては、原則として当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。

ハ) 当社が子会社を通じて間接的に保有する子会社に関しては、原則として当社が直接保有する子会社に経営管理及び経営指導にあたらせ、業務の適正が確保されるよう努める。

b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の主管部署は、子会社がリスクに対する管理方法を社内規程等で定める他、リスク管理体制及び管理手法の整備を促進し、リスク管理体制の充実に努める。

c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の主管部署は、事業年度毎に子会社の事業計画を策定し、計画達成のために子会社の経営管理及び経営指導に当たる。

d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ) 子会社には原則として取締役及び監査役を派遣し、子会社において

職務執行の監督及び監査を行うことにより、子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するよう努める。

□) 子会社の主管部署は、各社に適した規程を設置し当社と同水準で各社に適したコンプライアンス体制の構築に努める。

ハ) 子会社の業務活動全般は、当社監査部による内部監査の対象とする。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

a) 補助使用人の設置

監査等委員会事務局を設置し監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「補助使用人」）を配置する。

b) 補助使用人の人選

補助使用人の人選は、監査等委員会の職務遂行上必要な知識・能力を勘案し、監査等委員会または常勤監査等委員と協議のうえ決定する。

c) 補助すべき取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

⑦ 監査等委員会の補助使用人の監査等委員でない取締役からの独立性及び監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a) 補助使用人への指揮命令権

補助使用人は、監査等委員会の職務に関し監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

b) 補助使用人の人事事項

補助使用人の異動・評価・懲戒等の人事事項については、監査等委員会が同意権を有し、事前に常勤監査等委員と協議を行うものとする。

⑧ 監査等委員会への報告に関する体制

a) 職務執行状況の聴取

監査等委員は、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役や使用人から職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

b) 取締役による報告

取締役は、法令が定める事項の他、財務及び事業に重大な影響を及ぼす可能性がある事項については、直ちに監査等委員会に報告する。

c) 使用人による報告

使用人は、当社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実等について、直接、監査等委員に報告することができる。

d) 子会社の報告

イ) 子会社の取締役及び監査役は、当社の監査等委員会に当該子会社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実等を直接報告することができる。

□) 当社の取締役及び使用人は、子会社の役職員から著しい損害を及ぼす可能性がある事実等の報告を受けた場合は、監査等委員会に報告する。

⑨ 監査等委員会に報告をした者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告・相談を行った取締役及び使用人もしくは子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いの禁止を規定し、周知徹底する。

⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行において生ずる

費用の支弁に充てるため、毎年度、監査等委員会からの申請に基づき一定額の予算を確保する。措置を行い、監査等委員会の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a) 監査の環境整備

「監査等委員会監査等基準」に定める監査等委員会監査の重要性・有用性を十分認識し、監査等委員会監査の環境整備を行う。

b) 内部監査部門

監査等委員会は、社長直轄の内部監査部門である監査部に監査の指示を行うことができるとともに、監査部の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき密接な情報共有及び連携を図る。

c) 会計監査人

監査等委員会は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。

d) コーポレート部門

監査等委員会は、コーポレート部門その他の各部門に対して、随時必要に応じ、監査への協力を指示することができる。

(2) 内部統制の運用状況

当社は、上記の基本方針に基づいて、内部統制の体制の整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンス

コンプライアンス担当取締役等により構成するコンプライアンス委員会が、コンプライアンス関連規程の整備、内部通報窓口の整備・運用、教育啓蒙活動（研修、eラーニング、情報提供など）を主導し、継続的

に実施しています。

また、各部門にコンプライアンス推進担当者を任命し、グループ内研修の実施や日常の業務を通して社員のコンプライアンスへの意識徹底に努めました。

② リスク管理

取締役は、各業務執行部門を指揮し事業活動に重大な影響を及ぼすリスクを把握し適切な管理に努め、特に事業活動に係る重要なリスクについては、経営会議において審議を行うこと等により、リスク管理を行いました。また、事業活動に係るリスク全般を網羅し、各リスクとその基本的管理方針等を定める「リスク管理基本規程」の制定を2022年3月30日開催の取締役会で決議しました。

監査部は、業務執行部門の内部監査を実施し、その活動結果を定期的に社長ならびに常勤監査等委員に報告し、半年毎に経営会議や取締役会へ概要報告を行いました。

③ 子会社の管理

事業投資管理規程に定めた事項について、子会社を所管する部門より経営会議に付議または報告が行われており、特に重要な事項については、取締役会へ付議または報告が行われております。

監査部は、子会社の内部監査を実施し、社長及び常勤監査等委員に対して活動結果報告を行いました。

④ 監査等委員会監査

監査等委員会が決定した監査計画に基づき、経営会議など重要会議への出席、支店調査、事業部門・コーポレート部門のヒアリング及び子会社調査等を行いました。

会計監査人に対しては、監査の独立性と適正性を監視し、監査計画・会計監査結果の報告を受け情報交換・意見交換を行いました。

監査部とは、定期的及び必要の都度、相互に情報交換・意見交換を行い、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を図りました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりま

せん。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を行ってまいります。

以 上

(表示単位)

1. 記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 比率については、四捨五入としております。